

厚生労働省「第1回 チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」 「モデル事業」という名称を問題視

2010/5/31

厚生労働省は5月26日、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ（WG）」（座長：有賀徹・昭和大学医学部救急医学講座教授）の初会合を開いた。「チーム医療推進会議」の下に設置されたWGで、「看護業務実態調査」と「モデル事業」を実施した上で、看護師の業務範囲や特定看護師（仮称）の要件などについて検討する。この日、事務局からは今後の検討の進め方や取り組みの実施要綱などが示されたが、モデル事業を中心に委員から批判が続出。次回会合で修正案が出されることになった。

議論の焦点となったモデル事業は、大学院での看護教育の実態・実績を情報収集し、特定看護師（仮称）の要件や養成を検討するというもの。事務局が示した実施要綱によると、6～7月にモデル事業に参加希望の大学院を募集し、臨床薬理学が必修科目であるなど「モデル事業実施課程」の条件を満たす大学院修士課程を書類審査で選定。2011年3月まで事業を実施する。特徴的なのが実習で、実態調査にとどまらず、試行の意味から一般に「診療の補助」に含まれないとされてきた行為も行って差し支えないとされている。

問題視されたのはモデル事業という名称だ。参加した大学院が必ずしも特定看護師（仮称）の養成機関と認められるわけではなく、予算もつかない。井上智子委員（東京医科歯科大学大学院教授）は「モデル事業は看護業務実態調査と並ぶデータ収集の位置付けだが、この名前はお墨付きのようなイメージを与えかねない」と指摘。有賀座長は、医療機関等の医師・看護師や各種団体・関係学会に調査する看護業務実態調査を「実態調査その1」、モデル事業を「実態調査その2」と改めるよう、事務局に求めた。

病院独自の認定制度や専門・認定看護師も調査

この日の議論では、情報を幅広く集めるという調査の方向性も導かれた。星北斗委員（財団法人星総合病院理事長）はモデル事業が大学院のみ調査対象とした点に反発し、「病院独自の教育制度を作り、看護師などの認定を行っている施設は相当数ある。その教育課程が大学院教育と比べどうなのかも調べるべき」と述べた。一方、有賀座長は専門看護師や認定看護師について「特定看護師（仮称）と同じ水準で聞くのが筋だ」と発言。これらも一緒に調査することを要望した。

第2回WGは、6月14日開催の予定。